

等級ごとの職務及び職員数(平成29年4月1日現在)

行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	職員数	
		(人)	(%)
1級	主事補, 技師補の職務	36	20.0
2級	主事, 技師の職務	10	5.6
3級	主査の職務	37	20.6
4級	係長, 所長, 主任, 主幹の職務	49	27.2
5級	課長補佐, 次長, 館長の職務	31	17.2
6級	総務課長, 課長, 議会事務局長, 各委員会の事務局長, 参事の職務	17	9.4
	合 計	180	100.0

医療職給料表(一)

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	職員数	
		(人)	(%)
1級	医師又は歯科医師の職務	1	33.3
2級	病院の診療科の長の職務		0.0
3級	診療所の所長又は病院の副院長の職務		0.0
4級	病院の院長の職務		
	合 計	1	33.3

医療職給料表(二)

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	職員数	
		(人)	(%)
1級	診療放射線技師, 衛生検査技師, 栄養士の職務	1	33.3
2級	1 薬剤師又は獣医師の職務 2 困難な業務を行う診療放射線技師, 衛生検査技師又は栄養士の職務	1	33.3
3級	高度の知識又は経験を必要とする獣医師, 薬剤師の職務	1	33.3
4級	獣医師である係長の職務又はこれと同等の職務		
	合 計	3	100.0

医療職給料表(三)

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	職員数	
		(人)	(%)
1級	准看護師の職務		
2級	保健師, 助産師, 看護師の職務又は困難な業務を行う准看護師の職務	3	37.5
3級	保健師長, 看護師長の職務又は困難な業務を行う保健師, 助産師, 看護師の職務	4	50.0
4級	困難な業務を行う保健師長, 看護師長の職務	1	12.5
	合 計	8	100.0

海事職給料表等

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	職員数	
		(人)	(%)
1級	1 小型船舶の船長, 機関長の職務 2 中型船舶の代理船長, 代理機関長, 乗務員の職務	2	22.22
2級	1 高度の技能又は経験を有する中型船舶の代理船長, 代理機関長, 乗務員の職務 2 高度の技能又は経験を有する小型船舶の船長, 機関長の職務	5	55.56
3級	1 中型船舶の船長, 機関長の職務 2 相当高度の技能又は経験を有する中型船舶の代理船長, 代理機関長, 乗務員の職務 3 特に高度の技能又は経験を有する小型船舶の船長, 機関長の職務	2	22.22
4級	1 高度の技能又は経験を有する中型船舶の船長, 機関長の職務 2 特に高度の技能又は経験を有する中型船舶の代理船長, 代理機関長, 乗務員の職務		
5級	特に高度の技能又は経験を有する中型船舶の船長, 機関長の職務		
	合 計	9	100.00

※割合については、区分ごとに小数点第2位を四捨五入しているため合計において一致しない場合があります。